

能登半島地震の被災を受けた経営者の皆さま

経営者向けの震災支援施策「なりわい補助金」、「持続化補助金災害支援枠」は、順次詳細が公開されます。

申請に必要なと思われるものをお知らせします。

（１）発災後の被害状況写真

被災を受けた建物や機械や設備ごとの写真を撮影、保管しておいてください。

ポイント①カメラ、スマホなどでなるべく4方向から撮ります。

ポイント②できるだけ大きさ（深さ）がわかるように撮ります。

ポイント③被害物件全体の写真と近づいたアップの写真の2種類撮ります。

（２）被災施設や設備の所有が確認できる帳簿、固定（償却）資産台帳等の保管

決算書の減価償却表、または小矢部市償却資産台帳など、帳簿に記載するなど所有を証明できる書類の保管が必要になります。

（３）見積書、相見積、契約書、請求書、領収書などの保管

震災後、すでに修繕が終了したのも対象になります。原則として、被災施設等と同等の施設・設備の復旧（原状回復）が補助金の対象です。

（４）小矢部市が発行する「被災証明書」を取得

小矢部市役所で発行してもらえます。

震災支援施策の詳細が公開されると、上記以外に必要なものがあるかもしれません。ご注意ください。

なお、小矢部市商工会では支援内容の説明会を2月13日（火）3時～5時で開催予定です。

（別紙参照）